

事務局説明資料

(金融グループを巡る制度のあり方に関する検討)

平成27年10月23日

金融庁総務企画局

麻生金融担当大臣による諮問（平成27年3月3日 金融審議会総会）

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

○ 金融グループを巡る制度のあり方に関する検討

金融グループの業務の多様化・国際化の進展等の環境変化を踏まえ、金融グループを巡る制度のあり方等について検討を行うこと。

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」について

背景

- 金融審議会では、決済業務の高度化についての審議が進められているが、そこでの議論等を通じ、この問題が、金融グループのIT戦略、更には、グループ全体の経営戦略の問題と密接不可分であることが認識されている。
- 足許、金融グループの多様化・国際化等が進展しているが、持株会社その他の金融グループを巡る現行の制度は、これらの実態に必ずしも十分に適合していないとの指摘も存在。
 - 主要行グループを中心に、金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は低下の傾向
 - 他方で、近時の国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れ
 - グループ全体の競争力強化に向けて、持株会社には、グループ全体での戦略的な経営方針の策定、的確な経営・リスク管理およびそのために必要な資本・資金の調達など、より幅広い中核的な役割が求められる傾向（これに対し、現行法上、持株会社は、金融機関の主要株主の一形態との位置づけ）
 - さらに、グループのシナジー、コスト削減効果を高めるため、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする枠組みを望む声

金融グループにおいて、持株会社が、より一層実体を持った中核的な存在としてその機能を発揮することを可能とするとともに、グループ全体での柔軟な業務展開を可能とするため、金融グループを巡る制度のあり方について、検討が必要ではないか。

金融持株会社を通じた機能発揮

金融持株会社による戦略的な経営方針の策定
グループ全体の経営・リスク管理の強化
等

グループ全体での柔軟な業務展開

金融持株会社等によるグループ共通業務の統合的な実施
金融持株会社傘下の子会社の業務範囲の柔軟化

金融事業を巡るシナジー、コスト削減効果の拡大

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」について

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」メンバー

平成27年7月29日現在

座長			
岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授	藤井 文世	(株)北洋銀行常務取締役
メンバー		藤原 弘治	(株)みずほフィナンシャルグループ 取締役執行役常務
大崎 貞和	(株)野村総合研究所主席研究員	船津 浩司	同志社大学法学部准教授
翁 百合	(株)日本総合研究所副理事長	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授	宮本 勝弘	新日鐵住金(株)常務執行役員
川村 健一	(株)横浜銀行取締役常務執行役員	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	吉崎 健	(株)NTTドコモ 執行役員金融ビジネス推進部長
小鈴 裕之	みずほ総合研究所(株)金融調査部長		
中村 善二	UBS証券(株)代表取締役兼CEO 兼UBS銀行東京支店在日代表		
野崎 浩成	京都文教大学総合社会学部教授	オブザーバー	
林田 晃雄	(株)読売新聞東京本社論説副委員長	竹林 俊憲	法務省民事局参事官
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	高野 寿也	財務省大臣官房信用機構課長
		林 新一郎	日本銀行金融機構局審議役

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」について

開催状況

- 第1回:平成27年5月19日(火) : 事務局説明
(金融グループを巡る制度の変遷等)
- 第2回:平成27年5月26日(火) : ヒアリング
(3メガグループの経営管理の状況やストラクチャー等)
- 第3回:平成27年6月16日(火) : ヒアリング
(地域金融機関の経営管理の状況やストラクチャー等)
- 第4回:平成27年6月29日(月) : ヒアリング
(外国銀行の経営管理の状況やストラクチャー等)
- 第5回:平成27年7月29日(水) : ヒアリング
(金融グループのガバナンスと会社法との関係等)
- 第6回:平成27年9月18日(金) : 討議
(金融グループにおける経営管理のあり方)
- 第7回:平成27年10月21日(水) : 討議
(金融グループの共通・重複業務の集約)